

# 第5回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

## 第5回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩  
会議日時 平成30年2月26日 午後1時27分開会  
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

### 議事日程第1号

- 日程第1 会期の決定  
日程第2 書記及び議事録署名人の指名  
日程第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
日程第4 議案第1号 農地転用事業計画の変更申請について  
日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第6 場案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
日程第7 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
日程第8 議案第5号 農地法の適用外であることの証明願について  
日程第9 議案第6号 農地に該当するか否かの判断について  
日程第10 議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について  
日程第11 議案第7号 大船渡農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について

### 本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

### 出席委員（農業委員 10名）

議長	菊地 英浩君	1番	金野たか子君
2番	鈴木 力男君	3番	古内 嘉博君
4番	中村 亨君	5番	廣澤 恵美君
6番	細谷 知成君	7番	藤原 重信君
8番	佐々木信吉君	9番	熊谷 玲子君

### （農地最適化推進委員 10名）

1番	佐藤 優子君	2番	後藤 達生君
3番	村上 優司君	4番	浅野 幸喜君
5番	鈴木 和雄君	6番	今野八重子君
7番	木村マリ子君	8番	畑中 圭吾君
9番	岡澤 成治君	10番	渡邊 岳夫君

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（0名）

### 事務局出席者

局長	近江 学君	局長補佐	細谷 真実君
主事	山崎 大地君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

## 午後 1 時 27 分開会

○議長（菊地英浩君） 本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻少し前ではありますが、全員揃っておりますので、これより第 5 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。今年ももう 2 か月過ぎようとしております。寒さ、緩んだかと思えばまた冷え込んで、また今日はこのように暖かくなっておりますが、まだまだ油断できないものであります。2 月 14 日、15 日、繋温泉ホテル紫苑にて研修会が行われ、1 日目は会長研修会とポラーノの会総会、2 日目には会長、女性農業委員研修会が行われ、局長と私と女性農業委員 5 名出席してまいりました。ポラーノの会総会では廣澤恵美農業委員がポラーノの会副会長に就任されました。会長研修会では東北・北海道農業活性化フォーラムが、新年度予算の関係もあって 30 年度で最後ということでした。このフォーラムは当農業委員会が改選の翌年に研修を兼ねて参加していた大会です。

また農業者年金ですが、大船渡市は毎年 1 人の目標で、ここ 2 年は発生しておりますが、岩手県では全国で 31 位から 35 位、低いということで、農業者年金の加入推進をお願いしますということでした。本日、総会終了後、事務局から農業者年金加入推進記録簿の提出について連絡事項があります。

また本日の案件は 31 件と長時間になると思われますので、進行にご協力をお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は 10 名、推進委員は 10 名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、近江事務局長から報告をお願いいたします。

○事務局長（近江学君） それではお手元の資料によりまして主なところを報告させていただきます。まず初めに平成 30 年 1 月 25 日から 2 月 26 日まででございますが、まず前回の農業委員会総会が 2 月 25 日に開催されております。それから 31 日、盛岡市のホテルメトロポリタン盛岡ニューウィングにおきまして経営戦略セミナーが開催され、菊地会長と藤原農業委員が出席をしております。2 月に入りまして 7 日ですが、まず午前 10 時 30 分から市役所本庁におきまして第 1 回農地、農政専門委員会を開催し、本日の議案となっております活動の点検・評価等について、その内容を協議していただきました。あわせてこの日は陸前高田市コミュニティホールにおきまして午後 1 時 30 分から大船渡地方農業振興協議会、午後 4 時からは気仙地方農政連絡会農業委員研修会が開催され、更に研修会終了後は午後 5 時から陸前高田市の海濱館におきまして気仙地方農政連絡会会員懇親会が開催されたところでございますが、多数の農業委員、推進委員の方に出席をいただいたところであります。それから 8 日ですが、J A 大船渡における役員報酬審議会、それから市

役所での大船渡市農業振興対策協議会、あと 10 日の三陸・大船渡第 21 回椿まつり開催式にはいずれも菊地会長が出席をしております。それから 14 日ですが、午後 1 時からですが、岩手県産業会館におきまして第 23 回岩手県農業会議常設審議委員会が開催され、細谷局長補佐が出席をしております。前回の総会で許可相当と決しました 1 件について諮問をして、異議なしとなりましたので、その後、許可証の交付を行なったところであります。それから同じく 14 日ですが、会長のご挨拶にもございましたけれども、盛岡市繫のホテル紫苑におきまして、午前中はポラーノの会の監査及び理事会が開催され廣澤農業委員が出席をしておりますし、その後の午後 1 時からの岩手ポラーノの会総会には 5 名の会員の方が出席をしております。ちなみに、この総会におきまして廣澤恵美委員が岩手ポラーノの会副会長に任命されたところでございます。それからポラーノの会総会終了後は、引き続き翌 15 日までの日程で、同じ会場で女性農業委員、農地利用最適化推進委員活動研修会が開催され、ここからは随行である私も参加をさせていただいております。更に同じく 14、15 の両日には農業委員会会長研修会が開催されまして、菊地会長がそちらに出席をしております。開いていただきまして本日 26 日、第 5 回農業委員会総会が開催されております。

次に 2 月 26 日から 3 月 21 日までの予定でございますが、まず 3 月 7 日ですけれども、岩手ポラーノの会が平成 29 年度農山村漁村女性活動表彰賞農林水産大臣賞を受賞することになりまして、東京大学安田講堂にて開催されます未来農業デイズにおいて表彰が行なわれる予定でございます。また 10 日には東京の砂防会館におきまして第 14 回女性農業委員活動推進シンポジウムが開催されますので金野委員、それから佐藤推進委員と、あと細谷局長補佐が出席する予定となっております。それから 12 日ですが、午後 1 時半から大船渡市農業労賃標準額設定検討委員会を開催いたします。こちらには菊地会長と岡澤農地委員長、それから藤原農政委員長、あと鈴木農政副委員長、あとその他の方も出席をお願いすることになってございます。それで農業労賃の標準額の設定につきましては、農作業を頼む人と頼まれる人との間で取り決めをする際にトラブルが生じないようにするため、昭和 39 年に岩手県農業会議が労賃設定方針と内容を定めまして、県内の農業委員会を指導したのがきっかけとされておりまして、当市では毎年、この時期に農業委員会の外、農家の代表、J A、改良普及センター、市農林課など、計 13 名ほどの方で構成する農業労賃標準額設定検討委員会を開催し、協議していただいているところでございます。それでこの委員会で協議された案につきましては次回の総会に上程されまして、皆様にご審議をいただいた上で正式決定となるものでございます。最後に 3 月 27 日には、今度は議員控室におきまして第 6 回農業委員会総会開催の予定となっております。私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（菊地英浩君） 報告事項ではございますが、皆様から何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りをいたします。本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の山崎大地主事、議事録署名人には9番熊谷玲子農業委員、1番金野たか子農業委員を指名をします。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から報告事項の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

1番、相続による権利の取得。1月12日届出、1月17日受理。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは報告第1号1番について質疑、ご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第1号農地転用事業計画の変更申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 3ページをお開きください。議案第1号農地転用事業計画の変更申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は7件で震災関連は4件です。1番、転用目的、施設等、居宅1棟、建築面積174.22㎡。現在の居宅は息子に譲り、当該土地に別居し新築したいとのことで、許可を受けておりましたが、その後、長男が他界したため、その必要性がなくなったため駐車場として利用したいとの申請です。2番、転用目的、施設等、居宅1棟、建築面積174.22㎡。現在の居宅は息子に譲り、当該土地に別居し新築したいとのことで、これも申請番号1番と同じ理由で許可を受けておりましたが、その後、長男が他界したため、その必要性がなくなったため居宅用地として譲りたいとの申請です。許可のうち半分は自分の事業計画変更、そしてその半分は事業を承継したいということです。次のページをお開きください。3番、当初の転用目的、居宅1棟、建築面積214㎡。現在地は海岸のすぐ近くにあり、津

波等の被害が予想されるので売却し、安全な場所へ移転するという事で、許可を受けておりましたが、隣接する2筆に跨って自宅建築予定であったが、仕事上の利便性から自身が経営する会社の事務所の隣地に自宅を建築したため、計画した事業の遂行を断念し、漁業用資材置場として譲りたいとのことです。次、4番から7番まで同事業につき一括して説明します。4番、5番、6番、7番、転用目的は工事発生土仮置場ということです。転用理由、防災集団移転促進事業の土地造成に伴う土砂の一時仮置場として、3年間の一時転用で許可を受けておりましたが、この度、仮置土を盛土に使用する予定の野野前漁港海岸災害復旧工事が延期したため、平成30年12月31日までの期間延長を申請するものです。追認案件となります。これは農振農用地3年超えの案件ということで市に照会しております。市の許可を受けております。農振計画の変更に支障なしという許可を得ております。皆さん、新しい方もいらっしゃいますので、3番と4番のこの岩手県指令大地農政、そして4番は大船渡市農業委員会指令というふうになっておりますけれども、平成18年未満は農業委員長会の許可ではなくて県知事の許可だったんです。それで平成18年に大船渡市の方から権限委譲を受けて、3,000平米以下を超える案件とか、そういう大規模案件の以外、それから追認案件以外は農業委員会の方で許可を受けていいよということになったことを申し添えます。以上、事業計画変更の朗読と説明を終わります。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いしますが、議案第1号1番と2番について大船渡地区赤崎地域地域浅野幸喜推進委員からお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。1番について報告をします。調査は2月21日、譲受人からの聞き取りと現地の確認を行いました。なお、本件は議案第3号1番にも関わりますが、ここで関連する内容をまとめて報告をさせていただきます。周辺の状況ですが、北側には60㎡ぐらいの耕作している農地があり、更に北側が譲受人のご自宅になります。東側は県道が新たに整備予定されている場所で休耕地で、一面雑草になっております。西側は震災後に高台移転した中学校へ通じる側溝付きの市道で、南側は小高い雑草地になっています。この度申請した現地の状況も一面雑草地になっていました。次に申請に至った経緯になりますが、当初は現在住んでいるご自宅を息子さんに譲り、当該地に別居する予定でいましたが、突然、息子さんの方が病気で亡くなられたことから当初の計画を変更し、砂利敷きの駐車場にしたいということでした。なお現在、自宅北側に長い1台程度の駐車場所はありますが、駐車場から自宅裏へ通じる階段が急勾配であり、高齢になって階段の上り下りが大変になってきたこと、また自宅南側には庭園がありますが、庭園はこれからもこのまま維持したいとのことから、変更申請に至ったとのことであります。周囲への影響についてですが、申請地の北側に農地はありますが、地面がほぼ同じレベルであることから、土砂の流出等もほとんどないものと判断されます。なお、今回申請した農地のうち一部は砂利を敷かず、現状のままとして草花を植えたいと

のことをごさいました。以上です。

それでは引き続き2番について報告をします。調査は2月21日、譲渡人と譲受人からの聞き取りと現地の確認を行いました。なお本件は議案第4号4番及び5番にも関わりますが、ここで関連する内容をまとめて報告させていただきます。周辺の状況及び現地の状況につきましては、先ほど1番で報告した内容と同じになります。次に申請に至った経緯ですが、譲渡人と譲受人の奥さんとは親戚関係にあって、譲受人が土地を求めていることを知っていたこともあって、住宅用地として譲ることとしたとのこと。なお譲受人は貸家を借りて生活していますが、住宅用地を確保できる見通しがついたことから自宅新築を計画し、申請地に居住することを決めたとのこと。周囲への影響ですが、住宅建設にあたって敷地が整備されることから、土砂の流出等も考えられないこと。また北側農地への日陰による影響もほとんどないと思われること。新築住宅の排水は西側市道の側溝に流し込む計画となっていることから、周囲への影響はないものと判断されます。なお転用計画の実行性についてですが、資金面については自己資金の他、金融機関との話し合いもまとめ、計画の実行性は高いものと思われ。以上です。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは申請番号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号の1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第1号3番について三陸地区綾里地域畑中圭吾推進委員委員から説明をお願いします。

○三陸地区綾里地域推進委員（畑中圭吾君） 推進委員の畑中です。議案第1号農地転用事業計画変更申請3番について報告いたします。現地は既に宅地造成したような場所でありました。2月21日午後3時頃、譲渡人の奥さんから申請に至った経緯などの話を聞きま



した。それによると、転用理由にもあるとおり、自宅建築の予定だったが、業務拡大と仕事上の利便性から、平成14年に自宅を建築したため計画事業を断念したとのことでございます。また同日9時頃、譲受人宅を訪問、現地を最後に譲り受けた状況などの説明を受けました。譲渡人と譲受人は以前の住所でも極めて近い間柄だったように、当該地も譲受人の現在地に近く、漁業関係の資材置場も不足していた状況などがあり、それでこの度の売買が成立したとのことであります。以上であります。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第1号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第1号4番から7番は関連がありますので、これを一括議題といたします。それでは議案第1号4番から7番について8番佐々木信吉農業委員から説明をお願いします。

○8番農業委員（佐々木新吉君） 8番佐々木信吉です。議案1号4番から7番について調査の結果を報告いたします。2月21日現況調査し、借受人に事情聴取いたしました。今回の申請は仮置場の期間延長ですが、この土地は防災など団地移転促進事業、いわゆる高台移転の際に出た土を、野野前漁港海岸復興事業に使うため仮置きをしているものです。この度、復旧工事防波堤工事延期に伴い、現状回復の期間にあわせて今年、今年度末の期間延長の申請をしたとのことです。残りの工事でも当初の仮置場の面積より縮小して借りておるとのことです。追認になった理由ですが、主管課は変更し、引継ぎがうまくいかなかったと話しておりました。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第1号4番から7番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号4番から7番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号4番から7番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可

申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 6ページをお開きください。議案第2号農地法第3条第1項の規定により許可、すみません。ページがですね、ちょっと見えにくいんですけども、6ページです。により申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は1件です。1番、申請事由、規模拡大のため。受入世帯の稼働人員2人中2人。大型機械は耕耘機1台、草刈機1台です。なお、詳細は事前に配付している申請書に記載してあるとおりです。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。1番について報告をします。調査は2月21日、譲渡人からの聞き取りと現地の確認を行いました。東側は道路に面していますが、西側と南北すべては一部伐採されていますけれども、山林となっています。傾斜地ではありますが、耕作をしており、譲受人も引き継ぐとのことでした。昭和50年頃まで父親が耕作し、父親が亡くなった後も2年ほど前まで知人が耕作していましたが、現在は休耕地となっております。当該地は平坦で、まだ畝の跡もあり、また日当たりもよく車での乗り入れも容易にできることから、是非農地として活用していただくようお願いをしてきました。昭和30年中頃から50年中頃までの20年間ほど、父親が葡萄の栽培を行っていたとのこと。東西南北、周囲は杉林に囲まれています、近くに住む叔父さんが時々手入れをしてくれているとのこと、耕作はされていないものの、きれいに整備されていましたが、民家からかなり離れていること、鳥獣対策をしなければならないこと、杉林に囲まれていることなどから、この場所については耕作の予定はないとのことでした。以上です。

○局長補佐（細谷真実君） すみません。今、ちょっと地図でいえば6ページですね。あまたけグループがもう間近かということで、かなり奥には入ったところですが、私が聞き取りした時はお兄さんが3条で出していたんです。ただ、今、浅野さんがじっくり聞いた時にはですね、30年から50年に葡萄栽培して、あと耕作していないということで、問題は、今後も耕作する予定はないということ。

○大船渡地域赤崎地区推進委員（浅野幸喜君） ないということです。

○局長補佐（細谷真実君） ただ、整備はしていると。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 整備っていうのは何て言うんでしょう、枯葉を、枯葉って言うか、杉が落ちたのをずっと片付けたり草刈りをしたり、そういった整備をしていて、一面雑草地になっているという状態です。

○局長補佐（細谷真実君） わかりました。じゃこのまま、3条でこのまま、おそらく整備をするということですね。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 叔父さんが時々やるということ。

○局長補佐（細谷真実君） わかりました。今ちょっとですね、20年経ったので、適用外かなということで思ったものですから。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 私もちょっと話をしたんですけども、とにかく現状のまま、とりあえずは管理。

○局長補佐（細谷真実君） じゃ保全管理をしてということですね。確かにここに小屋があったんですけども、きれいに整備されていたので、じゃ、このままずっと見守るということで、3条申請ということで。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第2号の1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号の1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第6、議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 7ページをお開きください。議案第3号農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は2件です。1番、転用目的、施設等、駐車場、普通車4台、庭。転用理由、北側の隣接する住宅敷地の駐車場が十分でなく不便なため、当該地を利用したい。一部を庭として利用したい。2番、転用目的、施設等、植林。転用理由、植林のため。ケヤキ180本。立地基準につきましては1番は第3種農地のため基準を満たしております。2番は第2種農地ですが、他の土地では代替性がないため基準を満たしております。一般基準につきましては金融機関からの残高証明書により資金の確保を確認しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況についての説明をお願いします。議案第3号の1番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。1番について報告をします。先ほど議案第1号の1番で報告させていただいた内容と同じになります。以上です。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第3号の1番について質疑を許しますが何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決をいたします。議案第3号の1番

について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第3号2番について三陸地区綾里地域は田中圭吾推進委員から説明をお願いします。

○三陸地区綾里地域推進委員(畑中圭吾君) 推進委員の畑中です。農地法第4条1項の規定による許可申請5番について調査結果を報告いたします。当該地は現在は耕作されておりません。それでもきれいに草刈り管理されておりました。2月の22日に申請人と現地に向かい、今回の転用地の話をお伺いしました。それによると、県道の用地に買収される前は小高い付近は耕作したこともあったが、赤土の石混じりで耕作地に向かず、その後耕作したが、やはり土地の形状からいっても植林以外にはないのかなと思ひ、この度の申請をしたとのことでもあります。このことによる周囲への影響ですが、耕作地ではありますが、その他は山林または県道などがありますので、特に影響はないものと見てまいりました。以上です。

○議長(菊地英浩君) ありがとうございます。それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第3号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第7、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 8ページをお開きください。議案第4号農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は10件で震災関連は1件です。1番、転用目的、施設等、居宅2階建1棟、建築面積54.25㎡、駐車場2台。転用理由、津波により自宅が被災したため、母の土地を借り受け当該地へ移転新築し母と同居したい。2番、転用目的、施設等、建設用資材置場。転用理由、親戚の経営する建設会社の経営を引き継ぐにあたり、当該会社の資材置場が不足なため、資材置場敷地として利用したい。3番、転用目的、施設等、駐車場2台。転用理由、宅地と一体に自家駐車場として使用したい。4番、転用目的、施設等、庭敷、駐車場2台。転用理由、現在、借家住まいであり、北側隣接地と一体化した宅地として利用する庭部分として利用したい。5番、転用目的、施設等、居宅2階建1棟、建築面積74.52

m<sup>2</sup>。転用理由、現在、借家住まいにつき、妻の実家近くの当該地へ移転新築したい。4番、5番、一体利用の案件となります。6番、転用目的、施設等、居宅2階建1棟、建築面積59.62 m<sup>2</sup>、駐車場2台。転用理由、現在、借家住まいにつき当該地へ移転新築したい。次のページをお開きください。7番、転用目的、施設等、区画分譲9区画、道路。転用理由、分譲宅地9区画の区画分譲住宅地造成のため。8番、転用目的、施設等、重機及び車両駐車場、有効面積2,620 m<sup>2</sup>、大型重機4台、大型ダンプ車10台、乗用車5台。転用理由、現在の事務所敷地内の駐車場が手狭なため本地を買受け、重機及び車両駐車場として利用したい。この案件は12月の農振除外申請に出てきた案件でございます、現在、農振除外の公告縦覧中であり、まだ総会が終わってもすぐに許可を出すことはできません。それです、縦覧中の公告が終わり次第、3月の10日まででありますけれども、同日に許可をすることになります。9番、転用目的、施設等、漁業用資材置場。転用理由、養殖漁業を営んでいるが、自宅敷地の一部を作業場、資材置場として利用しており、狭く不便なため近くの当該地を取得して、その用途に利用したい。10番、転用目的、施設等、グループホーム平屋建1棟、建築面積94.16 m<sup>2</sup>、大型介護車1台。転用理由、障害者グループホームの利用者が増加したため、隣地にある現在の障害者グループホームのみでは足りなくなったので、当該地を借りて新たに障害者グループホームを建築したい。これも農振除外公告縦覧中であり、縦覧の許可の出た同日許可となります。立地基準につきましては、1番から7番につきましては第3種農地のため基準を満たしております。9番は既に宅地扱いであり基準を満たしております。8番、10番は現在、農振農用地であります、農振除外申請が12月に出ており、3月10日に許可の見込みとなり、同日許可となります。12月に農振除外の議案が4件ありましたが、そのうちのパークゴルフ場が大規模案件と追認案件だったために岩手県との本協議、総会で農振除外の意見を附す時には、それは事前協議というものは既に終わっているそうなんですけれども、本協議というものが、この農業委員会総会の後にあるものですから、その本協議に時間を要したとのことで、通常より1か月ほど遅れる許可となったとのことです。以上、説明を終わります。

○議長（菊地英浩君） 次に地区担当の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第4号の1番については大船渡地区大船渡地域佐藤優子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区大船渡地域推進委員（佐藤優子君） 推進委員の佐藤優子です。2月22日、現地の確認及び借受人より話をお聞きしました。周辺は宅地化が進んでおり、住宅地域としての様相を深めております。現地を見ましたが、休耕畑状態です。貸付人と借受人は親子です。東日本大震災の津波の影響で住宅が被災し、現在、仮設住宅に親子4人で暮らしている状態です。そのため一刻も早く新居を構えたく、母の所有地であるこの申請地に移住することを決め、許可後、直ちに着工したいとのことです。この新築による周辺地域への影響ですが、耕作地等はありませんので、何ら影響がないものと判断されます。以上で

す。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第4号1番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決をいたします。議案第4号の1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号の1番は本委員会において許可とすることに決定をいたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号の2番について大船渡地区末崎地域推進後藤達生委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（後藤達生君） 推進委員の後藤です。それでは議案第4号第5条第1項の許可申請についてご説明をいたします。耕作はされていないが、草は刈られ日当たりもよく、耕作可能地となっております。また周囲は震災後住宅が建つなど、学校、保育所が近いことより住宅地化されてきている状況となっております。申請者は市内建設会社に勤務し、土木工事の責任者として働いておりますが、今回、叔父が経営する土木会社を引き継ぐこととなりまして、資材置場敷地の必要性より、本件申請となったものであります。仕事の経験上より、引き継ぐことの不安はないようであり、申請に関する疑問点は見受けられないものと思われまます。以上で4号議案の説明を終わります。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第4号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号3番から5番までについては大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員から説明をお願いしますが、議案第4号3番から5番のうち4番と5番については関連がありますので、これを一括審議とします。それでは議案第4号3番から5までについて大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員からお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。3番について報告をします。調査は2月24日、譲受人からの聞き取りと現地の確認をいたしました。周辺の状態ですが、近隣の農地所有者による耕作地と住宅が混在した地域で、震災後は車の通行量もかなり増えてきているとのこと。この度申請した現地の状態ですが、申請地の東

側は譲受人の駐車場、西側は雑草地になっていますが、この度、駐車場を拡張するため譲受けしようとしている農地です。北側は譲受人の叔母さんが生活している住居、南側は雑草地になっています。なお、現在使用している駐車場は市道より地面のレベルが低かったことから、購入して間もなくしてご本人の駐車場の他、隣接する西側の土地、いわゆる今回譲受けしようとしている土地の一部に所有者から了解をいただいて砂利を敷き詰めたいとのことでした。なお、砂利を敷き詰めてある面積は、今回譲受けようとしている土地全体の面積に対して4分の1程度になります。次に申請に至った経緯になりますが、叔母さんが住んでいるところは、以前、戸建の市営住宅で駐車場もなかったことから、譲受人が訪問する度に駐車場所に困っていたため、平成28年に駐車場とするため10㎡ぐらいを買い求め使用していました。しかし、市道と平行に駐車しなければならないような形状になっていることもあって、車の出入りが不便であること。また介護タクシーを利用することになり狭くなったことから、現行駐車場に隣接する土地を譲り受けることにしたとのことでした。周囲への影響についてですが、申請地の南側に雑草地がありますが、平坦地であることから、ほとんどないものと判断されます。以上です。

続いて4番について報告をします。先ほど議案第1号の2番で報告させていただいた内容と同じになりますが、加えて南側に車2台分の駐車場を確保したいとのことでありです。以上です。

次に5番について報告をいたします。先ほど議案第1号の2番で報告させていただいた内容と同じになります。以上でございます。

○局長補佐（細谷真実君） すみません、ちょっと3番なんですけれども、先ほど、4分の1砂利を敷いてたって、本人がおっしゃったんですか。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） はい。

○局長補佐（細谷真実君） そうですか。私たち、雪が残っている時に行ったものだから、ちょっとその砂利が見えなかったんですけれども、4分の1なので、追認になるかどうか、ちょっと検討してから。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） ちょっとその話もね、どのくらい敷いたんですかって聞いたんですよ。これ、どれくらいの面積かと言ったら、大体4分の1くらいねって言うてたんですね。すみません。知らないでって言うては言っていました。

○局長補佐（細谷真実君） いいです。これは追認案件となります。追認案件ですので、加筆をお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第4号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号3番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号3番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号4番と5番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第4号4番と5番は本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号4番と5番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号6番と7番について5番廣澤恵美農業委員から説明をお願いします。

○5番農業委員（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号6番について報告します。23日に現地調査を実施しました。申請地周辺は宅地化が進んでおり、申請地の南側隣の土地は先月総会にて一般個人住宅の建設が転用許可となっています。譲受人は、現在貸家住まいであるため、当該地へ移転新築したいとのことでした。隣接農地はなく、また排水については下水道に流す計画であるということで、周辺農地への影響は特にないものと考えられます。

続いて申請番号7番について報告します。23日に現地調査を実施しました。申請地周辺は住宅と農地が混在した場所となっています。申請地の現況は休耕田となっています。譲受人である宅建業の資格をもつ土木建築業者であり、今回、申請地を分譲宅地10区画の区画分譲住宅地造成のため利用したいとのことでした。申請地の北隣の土地は通路と雑種地であり、東隣と南隣の土地は休耕田となっています。日当たりなど周辺農地への影響などは特にないものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございました。それでは議案第4号6番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号6番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号6番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号7番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号7番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号7番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号8番について6番細谷知成農業委員から説明をお願いします。

○6番（細谷知成君） 6番細谷です。議案第4号の8番について説明いたします。申請地は第3回総会で農振除外の異議なしとして決定された農地でありまして、現地調査につきましては12月18日に行なっております。申請に至った経緯につきましては3月23日に話を伺いました。以前よりも車両がかなり増えておりまして、敷地内に車両を駐車切れなくなったため、現在では他の業者の駐車置場を間借りして重機や車両を駐車している状態です。それで今後も車両が増える見込みでありますので、申請地を大型車両及び重機の駐車場として利用したいということでありまして、申請地の西側には休耕畑がありますけれども、その境界には高さ3mほどの生垣がありますので、この開発による日照の障害はないものと考えられます。説明については以上でございます。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第4号8番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号8番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号8番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

なお、議案第4号8番は農振除外公告縦覧中であり、縦覧が終了する3月10日以降に許可となる条件付許可となります。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第4号9番について三陸地区綾里地域畑中圭吾推進委員から説明をお願いいたします。

○三陸地区綾里地域推進委員（畑中圭吾君） 推進委員の畑中です。議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請について調査報告をします。場所は先ほど説明しましたので省略します。許可の理由についてですが、3番と同じですが、繰り返しますが、譲渡人の古川氏が計画をしていた事業を断念したため、養殖漁業の資材置場などに利用したいというのが主な理由です。周囲は山林。耕作地は見当たらず、申請地に建物を建てることによって特に問題はないものと思われまして、以上です。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第4号9番について質疑、

意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号9番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号9番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第4号10番について三陸地区越喜来地域岡澤成治推進委員から説明をお願いします。

○三陸地区越喜来地域推進委員(岡澤成治君) 推進委員の岡澤です。番号10番について2月の23日9時30分頃に電話で聞き取りをしたので報告をします。この場所は12月の第3回総会で農用地区域からの除外申請として審議されたところで、泊地区の集団高台移転の住宅地の西側に坂道を約20m上ったところです。借受人は姉のから土地を借りて、既にこの場所で2棟のグループホームを運営しており、利用者が多く見込まれるために新たに1棟建築することにしたそうです。入居定員は5名ということで、男性のみ。建物に居室、台所、風呂、トイレ等を配置して完成させ、6月頃に入居させたいと話していました。また生活雑排水等は既存の浄化槽に接続して処理する計画なようです。なお周囲には道路を挟んで南側、野菜を作っている耕作地がありますけれども、建物による影響は特にないものと考えられました。以上のとおり報告いたします。

○議長(菊地英浩君) ありがとうございます。それでは議案第4号10番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号10番について本委員会において許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号10番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

なお、議案第4号10番は農振除外縦覧中であり、縦覧が終了する3月10日以降に許可となる条件付許可となります。

審議の途中ですが、ここで45分まで10分間休憩といたします。

午後2時35分休憩

午後2時45分再開

○議長(菊地英浩君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。それでは次に日程第8、

議案第5号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 11 ページをお開きください。議案第5号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は4件で震災関連は1件です。1番、非農地の事由、昭和43年に居宅を新築した当時から宅地の一部として使用している。国土調査の際に地目を現況どおりにしたと考えていた。2番、平成23年3月11日の東日本大震災による津波被災地であり、農地への復旧が困難であるため地目変更したい。3番、50年くらい前、住宅として貸した頃より住宅として一体利用させてしまったもの。農地法の手続きが必要とは考えていなかった。4番、父の時代、昭和50年頃に叔父の土木会社の資材置場として使用させたもの。平成24年以降、震災後は資材置場としても使用させてしまった。長年課税額表が雑種地であったため、農地法の手続きが必要とは思わなかった。以上です。2番以外の案件はすべて始末書を徴しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地の農業委員から申請地の現況につきまして説明をお願いいたします。初めに議案第5号1番について大船渡地区末崎地域後藤達生推進委員からお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（後藤達生君） それでは議案第5号の1番議案について説明させていただきます。2月22日午後1時より本人立会いの上、現地状況を含めて聞き取り調査をいたしました。今回申請した理由といたしましては、昭和47年に住宅を新築した当時より宅地としての認識で長年使用してきました土地が、今回、車庫及び駐車場として利用するために敷地測量した結果、宅地の一部が農地であることを測量士より指摘され、地目を現況どおり空地にしたい考えより、本件申請に至ったものであります。長年宅地としての使用でありましたが、他意はなく使用してきたもので、本件申請についての問題点は見受けられないものと思われまます。以上で5号議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第5号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第5号1番について本委員会において願いのとおりに決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号1番は本委員会において願いのとおりに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第5号2番から4番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。2番について報告をします。調査は2月21日、所有者からの聞き取りと現地の確認を行いました。周辺の状況及び現地の状況ですが、東日本大震災によって付近一帯が被災し、現在復旧に向けて盛んに工事が行われている地域になります。申請地は一体の土地になりますが、付近は工事現場や資材置場などが多く、現在地区に申請地域は道路の改修工事などが行われており、申請地付近に道路ができたり、一時的と見られる工食用資材などが置かれていました。なお申請地すべてが砂利などに覆われているような状況となっております。申請に至った経緯になりますが、このような現地の状況から農地への復旧は著しく困難であることから、適用外申請に至ったとのことです。以上です。

次に3番について報告をします。調査は2月21日、所有者が遠隔地であることから、電話による聞き取りと現地の確認を行いました。

申請地は著しく狭く、駐車場との高低差が50cmほどの南向きの傾斜地で、一部は石ころが露出しているような状況でした。申請に到った経緯ですが、50年ほど前に住宅を貸した頃より当該地を一体利用させていました。この度、自分の土地であることがわかったものの、土地の形状や広さを考慮すれば、到底農地として利用できる状況ではないことから、適用外申請に至ったとのことです。以上です。

次に4番について報告をいたします。調査は2番と同様に2月21日、所有者からの聞き取りと現地確認を行いました。周辺の状況及び現地の状況ですが、周辺は東側が市道で、北側から西側にかけて山林、南側は木材置場になっており、周囲は申請地に比べ少し高くなっております。申請地の地面は市道とほぼ同じレベルで、資材置場になっており、敷地のほとんどに原木などが積まれている状況でした。次に申請に至った経緯になりますが、昭和50年頃まで父親が耕作していましたが、父親が亡くなった後、叔父の土木会社の資材置場として使用させていました。その後、平成24年以降は資材置場として使用させていましたが、農地法の手続きが必要と思わなかったとのことでした。耕作をやめてから40年以上経過しており、木材などを撤去したとしても、農地として復活させるのは著しく困難であることから、適用外申請に至ったとのことであります。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第5号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号2番について本委員会において願いのとおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号2番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第5号3番について質疑、意見を許しますが、何かござ

いませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号3番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号3番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第5号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号4番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号4番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第9、議案第6号農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(細谷真実君) 14ページをお開きください。議案第6号農地に該当するか否かの判断について。農地法の運用について第4(1)に基づき、「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議し決定するものです。

非農地リスト、15ページに非農地リストがございます。耕作状況は別添の資料のとおりでございます。以上1件についてご判断をお願いいたします。

○議長(菊地英浩君) 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第6号について6番細谷知成農業委員からお願いします。

○6番農業委員(細谷知成君) 6番細谷です。議案第6号について説明します。2月23日に現地調査を行いまして、その後、電話にて聞き取りを行いました。土地の形状も急勾配で、車両や農機具が入れる土地ではありません。土地所有者は60歳過ぎておりますけれども、子供の頃の時点で既に竹林の状態でありましたので、農地として使用しているのを見たことがないということがございます。以上のことから、この土地を農地にするのは極めて困難であると判断されます。以上で説明を終わります。

○議長(菊地英浩君) ありがとうございます。それでは議案第6号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第6号について本委員会において農地に該当しないと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号農地に該当するか否かの判断については本委員会において農地に該当しないことと決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第10、議案第7号農業委員会の適正な事務実施に係る平成29年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価案及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画案についてを議題といたします。議案第7号につきましては去る2月7日に開催されました農地・農政専門委員会でそれぞれ審議をしておりますので、その審議結果を各専門委員会の委員長から報告をお願いします。初めに農地専門委員会における審議結果を岡澤成治委員長からお願いします。

○農地専門委員会委員長（岡澤成治君） 岡澤です。それでは農地専門委員会の検討結果をご報告いたします。当日、委員3名が欠席ということで、7名の委員で始まりました。事務局から説明を一括説明を受けた後ですね、質疑、意見を皆さんから頂戴したところですが、初めに29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価については、特に主に椿の植栽、そのことについてかなりいろいろとお話しは出ました。それでも皆さん納得したような感じであります。それから後半は30年度の目標及びその達成に向けた活動計画案ということで、これに話をもっていったわけですが、ここで主な話の内容になったのはですね、27ページの違反転用への対応というところの課題の中でですね、逐年案件が多いということで、農地パトロールを強化しようという最初の原稿だったんですけども、原案だったんですが、そこに市の方で広報を行うというようなことを真ん中にありますけれども、この文言を省いて、あとは一括承認という形になりましたので、報告させていただきます。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に農政専門委員会における審議結果を藤原重信委員長からお願いします。

○農政専門委員会委員長（藤原重信君） 農政専門委員会の藤原重信でございます。農政専門委員会10名、出席委員は10名全員でございました。議題の平成29年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価並びに30年度の活動計画案について事務局から説明をいただきました。いろいろの発言もありましたが、結果的には全員賛成をもって提案どおり決定し、ここに報告をするものであります。なお、いろんな意見についてここで皆様にご紹介をしたていと思います。一つは、市内の農家個数が1,010戸。委員1人当たりになれば50戸ぐらいの計算になると。任期中に1軒1軒を訪問することは可能ではないかなという発言もありました。現状は農地転用や非農地判断の際の聞き取り調査しか関わりをもつこ

とがないように思える。もっと理解いただく方法がないのかという意見でございました。そのことについて2として、7月から11月の農地利用状況調査時に、できるだけ農家との情報交換の機会を作ることも、ひとつ工夫してくださいという発言もいただきました。3、推進委員になり、農地に関する相談を受けることが多くなると思うが、相談を受ける体制を整えておくことが大事。それぞれの地域において委員の存在を周知する工夫をして、より質の高い活動ができるのではないかと考えているという発言もございました。4として、農業への新規参入者の促進については、行政は生活基盤を地元において経営に取り組む姿勢の見られる新規参入者優先にバックアップしていくことが大事だと思うと。それが地域の農業振興につながると思われるという発言もございました。5、29年の遊休農地解消目標が1ha、実績が0.1haで、達成状況が10%だったことを考えると、30年度の目標1haは高い目標ではないかという発言もございました。そのことについては椿の植林の計画があることから、努力目標として、この数字でいってみようということになりました。6として、遊休農地の解消、発生防止のためには中間管理事業の活用と思うが、農地中間管理事業について、もっと聞きたいと思っているという発言もございました。それから7としては、農地利用状況調査で使う図面の番地などがわかりにくくなってきている。わかりやすい図面にしてほしいとの要望もございました。いろんなこのような発言の結果、原案どおり一応了承したということになりましたので、ご報告をしたいと思います。なお、この発言はすべて農地利用推進委員の方々からの発言でございましたことも付け加えておきます。以上であります。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。以上の報告を踏まえまして、事務局より修正した議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 16ページをお開きください。議案第7号農業委員会の適正な事務実施に係る平成29年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価案及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について。平成30年2月7日に開催した平成29年度第1回農地専門委員会及び第1回農政専門委員会において議決された標記活動点検・評価案並びに活動計画案について、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。また、標記活動点検・評価案並びに活動計画案が本委員会において可と決定された場合、その内容を地域の農業者等に公表し、30日間それらの者からの意見及び要望等を募集することについて承認を求めるものです。

17ページ以降です。これは専門委員会で一応提案しておりますので、変更になった箇所のみを報告いたします。ちょっと変更になったところですが、認定新規就農者、農業参入法人というところでゼロと2というところでしたが、これは認定新規就農者、今、こういう補助を受けている人ということで2名を啓上することにいたします。それから農業参入法人は今年参入した法人ではなくて、今、大船渡市内で参入している法人ということで、この6法人になりますので、お知らせいたします。それから23ページをお開きください。

これはですね、私の間違いでしたけれども、一番上で管内の農地所有適格法人で、これは3ではなくて2法人ですので、ここを2法人に改めました。それからですね、同じページ22ページ、1年間の農地転用に関する事務として1年間の処理件数が56件とお話ししておりましたけれども、これが57件、1件追加されました。それから27ページの先ほど岡澤専門委員長がお話しをしたとおりの修正となっております。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第7号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第7号を本委員会において原案のとおり決定し、縦覧に供することを承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号農業委員会の適正な事務実施に係る平成29年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価案及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画案については本委員会において原案のとおり縦覧に供することに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） ここで10分までですか、間もなく農林課の佐々木主事がくると思いますが、それまで休憩いたします。

午後3時9分休憩

午後3時10分再開

○議長（菊地英浩君） それでは休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。次に日程第11、議案第8号大船渡農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いするわけですが、農林課の佐々木主事に出席をいただいておりますので、事務局説明の後に農林課の佐々木主事から今回の農用地利用計画の変更に係る経緯を含めまして説明をお願いいたします。なお、今回の変更は農用地区域からの除外申請のみとなっております。

○局長補佐（細谷真実君） 28ページをお開きください。議案第8号、大船渡農業振興地域整備計画の変更について。農業振興地域整備計画に係る法律第8条第1項の規定に基づいて定めた大船渡農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を別紙のとおり変更することについて、同法施行規則第3条の2の規定により大船渡市長から意見を求められたので、本委員会の会議に付し意見を決定するものです。説明は農林課佐々木主事をお願いいたしますが、2番消防屯所については農地転用案件となりますので、今後、転用案件が出てまいりますことを申し添えます。



○農林課主事（佐々木智紘君） 農林課の佐々木です。よろしくお願ひします。それでは資料ですけれども、29 ページには市長から農業委員会に対して意見書の提出を求める文書を添付しております。

それでは 30 ページに一覧表がございますので、そちらをご覧ください。今回の申請は 6 件です。1 番が一般個人住宅建設案件、2 番が消防屯所建設案件、3 番は共同住宅建設案件、4 番は資材置場整備案件、5 番は自家用駐車場整備案件、6 番は BMX コース建設案件です。1 番、除外理由は一般個人住宅建設のためであります。2 番、除外理由は消防屯所建設のためであります。3 番、除外理由は共同住宅建設のためであります。4 番、除外理由は資材置場整備のためであります。5 番、除外理由は自家用駐車場整備のためであります。なお当該地については既に普通乗用車 6 台分の自家用駐車場として整備されているため、始末書を徴しております。6 番、除外理由は BMX コース建設のためであります。なお BMX というのは自転車競技の一種でございます、コース内にジャンプ台などが設置されたところを自転車が走り、タイムや技の難易度を競い合うスポーツの一種であります。なお、この計画変更案につきましては県と事前協議済みであり、異存なしと回答をいただいております。以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第 8 号番号 1 番について大船渡地区末崎地域後藤達生推進委員からお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（後藤達生君） それでは議案第 7 号の 1 番について説明させていただきます。周囲は静かで住宅がありますが、日当たりがよく農地としては最適地だと推察されます。また今回申請については、現在の住居は 60 年を超えていることもあり、老朽化が激しく、また家のすぐ前はバス路線で、大型車も多数通ることより危険度が高く、生活環境を変えるための移転準備をしておきたいと、そのような意向からの申請でございます。以上で 7 号議案 1 番の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第 8 号番号 1 番について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑やこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第 8 号番号 1 番について本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 8 号の番号 1 番については本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第 8 号番号 2 番について 3 番古内嘉博農業委員からお願

いします。

○3番農業委員（古内嘉博君） 3番古内です。現況は畑としてタマネギなどの野菜を栽培しているところですが、代替地がなく適当であると思われます。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第8号番号2番について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑やこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第8号番号2番について本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号番号2番については本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第8号番号3番について大船渡地区立根地域今野八重子推進委員からお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員（今野八重子君） 推進委員の今野八重子です。議案第8号3番について調査報告いたします。申請地は休耕田で草刈りして管理されてきました。周囲の状況ですが、南側、西側も休耕田で草刈りがされてきました。東側は道路圍挟んで宅地

になっています。北側は一部自家用野菜畑になっていました。土地所有者からは話を聞くことができませんでしたが、26日午前11時に土地家屋調査士事務所の職員に平田公民館の駐車場でお会いし話を聞きました。土地所有者は70歳ぐらいの方で自営で左官業をしていて忙しい方だそうです。数年前に米価が下落し、その頃から稲作をやめたそうです。これからはアパート経営で生活を得ていきたいということでした。以上です。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第8号番号3番について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第8号番号3番について本委員会において異議なしと決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号番号3番については本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第8号番号4番について2番鈴木力男農業委員からお願いします。

○2番農業委員（鈴木力男君） 2番鈴木です。農振除外申請について調査した結果を報告いたします。23日に申請人より聞き取り調査をし、その後現地確認をしました。申請地は牧草地でしたが、和牛の飼育をやめるということでした。農振除外決定後の活用は資材置場として整備するそうです。隣接する農地に対する影響については、隣接する農地は申請地より高いところにあり、影響はないと思われます。以上です。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第8号番号4番について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑やこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第8号番号4番について本委員会において異議なしと決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号番号4番については本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第8号5番と6番について三陸地区越喜来地域岡澤成治推進委員からお願いします。

○三陸地区越喜来地域推進委員（岡澤成治君） 推進委員の岡澤です。番号5番と6番について順次報告します。番号5番は2月23日午後5時から申請者に会って聞き取りをしたのでご報告をします。3.11地震津波後に新しく県道が20mくらい東側に移動し、嵩上げされたことにより、周囲も全面的に嵩上げとなり、この場所も同時に約2mの盛土をしたそうです。津波前は自家用野菜を作っていたそうですが、自宅の庭も狭いため不便をきたしていたために、駐車場として使用するために去年のお盆後にアスファルト舗装したそうです。手続きが遅くなってしまったということで、たいへん申し訳ないというふうに話していました。

次に番号6番ですけれども、2月24日午後1時から現地調査をしたので報告をします。土地所有者は3.11津波後から勤務先が変更となり、すべての田と畑は10年以上前から休耕していたそうです。今回の田は段差が約1mくらいの3区画ですけれども、これを平らに盛土して高さ2mくらいの山を幾つも並べてコースを造るそうです。いずれも舗装なしの土のコースなようです。対象は子供が主体で、東北、北海道の他県からも参加を見込む施設とし、工事は12月から着工し、来年4月から開始予定とのことでした。なお、多くの人が集まることから、校舎、校庭についても一括借上げし、シャワー室、トイレ、体育館の改修をすることも、貸自転車を30台くらい準備していく予定とのことでした。以上のとおりです。よろしくをお願いします。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。それでは議案第8号5番について質疑

やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑やこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第8号5番について本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第8号5番については本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第8号6番について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑やこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第8号6番について本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第8号6番については本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

それではここで大船渡農業振興地域整備計画について、平成30年度から事務処理の変更等あるとのことですので、農林課の佐々木主事から説明をお願いいたします。

○農林課主事(佐々木智紘君) 皆様のお手元に資料はいきましたでしょうか。今、お渡しした資料は、今年の1月22日号の公報大船渡に掲載した大船渡振興地域整備計画の見直しを行いますという記事になります。従来は震災号ですけれども、2月に一度農振除外ということですね、農業委員会総会にもかけさせていただいておりましたけれども、平成30年度において大船渡農業振興地域整備計画の定期見直しを行うということになりまして、この2か月に一度の除外申請ができなくなるというようなことで、公報に掲げた次第であります。こちらの公報記事に沿って説明をさせていただきたいと思えます。まず初めの方ですけれども、市では大船渡市総合計画を踏まえ農業振興を図るべき地域を定め、将来に向けた農業の持続的発展を推進するために大船渡農業振興地域整備計画を、こちら昭和48年に策定しております。その昭和48年から概ね5年ごとに計画の見直しを行なってきましたけれども、東日本大震災によりまして、農地の転用ですとか住宅の再建の案件が大幅に増えたことによりまして、そちらの定期的な見直しは遠慮しておりました。ある程度、高台移転ですとか農地の転用などにも落ち着きが見られたために、平成30年度において見直しを行うものとしたものでございます。なお見直し後5年間は農用地区域からの除外手

続き、農振地域外ですね、こちらができなくなります。また農用地域内の農地の住宅建築や植林などの農業以外の利用を予定している場合には、農振除外の手続きが必要です。なお見直作業に伴い東日本大震災の影響による措置として、偶数月の1日に農振除外申請を受け付けていた随時変更については、2月2日以降の申し出受け付けはできなくなりますということで、今回、先ほど案件として書かせていただいたものについての以外の受け付けができなくなるというようなところがございます。次の項目の農振除外とはというところに移りたいと思います。農業振興地域内には農用地として利用するための土地の区域を定めています。これを農用地域といえます。農用地域は優良な農地の保全のため、都市基盤整備などの農業施策を重点的に行うために、農業以外の目的での利用が制限をされており、このため農用地域内の土地を農用地以外に使用する時には農振除外が必要となります。次に農振除外できる土地に移ります。以下ですね、①から⑤まで要件が書いてあります。例えば①は農用地以外に供することが必要かつ適当であり、農用地域以外に代替する土地がないこと。また必要最小限の計画面積であること。要するにその事業計画に見合った土地の面積分しか農振除外ができないというようなこととなりますけれども、それを含め五つの要件がございます、そちらのすべての要件を満たした場合に限り、農振除外をすることができます。市内の農用地域につきましてはページの下の方に表が掲載されておりますので、そちらの方をご覧いただければと思います。続きましてページ左側に移りまして申出の受付期間でございますけれども、こちらは平成30年の4月2日月曜日から5月2日水曜日までの受付期間となっております。次に提出書類に移りまして、こちらは随時変更と変わっておりません。①番と②番につきましては、こちらは変更申出と事業計画書が必要になるんですけれども、こちらは農林課の方に様式がございます。③番から⑧番につきましては、こちらは農業委員会の申請の際にも必要な添付書類と同じものになりますけれども、そちらが新たに必要になるということになります。続きまして最後の項目になりますけれども、地域座談会の開催でございます。今回の計画の見直しにあたり、使用来的な農業振興について地域座談会を行う予定になっております。こちらなんですけれども、30年の4月の下旬から5月にかけてを今のところ予定しております。詳しい日程については決まり次第お知らせしたいと思いますので、よろしく願いいたします。そしてその農振除外後の農地転用の許可申請につきまして、そちらを踏まえた図がですね、9ページ目のですね、下の方に箱囲みで載っておりますので、そちらをご覧いただきまして、説明に代えさせていただきたいと思います。以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長（菊地英浩君） ありがとうございます。ここで農林課の佐々木主事は退席いたします。

○議長（菊地英浩君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

それではこれもちまして本日の会議を終了いたします。長時間にわたり、たいへんお疲れさまでした。

午後 3 時 36 分閉会